この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \																	ا	(1/	~2]
令和 年 月 日		住所(法)	又 に 人 の 店		が) よ	(法人の	8 — ^{)場合の}	み公表	されま		2								
	申		所	手務 房 在 サ ・ナ)	也							(電話	番号	080		3005	i —	940	2)
		納	税	<u>‡</u>			8 — 計日			549-1	2								
	請	(7	リガ	· ナ)	 ⊗	フ゛ サカ	アツシ					(電話	番号	080	_	3005		940	2)
		氏 名			弥 [4	乎坂	敦史												
	者	(法)	人の	、ナ) 場合 氏 4															
廿日市 税務署長殿	ŧ	法 .	人	番 5	号														
この申請書に記載した 公表されます。 1 申請者の氏名又は名 2 法人(人格のない社 なお、上記1及び2の また、常用漢字等を使	称 団等る ほか、	を除く。 登録番)にあ :号及ひ	っっては が登録年	:、本 :月日	店又(が公	は主た 表され	こる事 います	耳務所 -。	· の所	在地								- ジで
下記のとおり、適 (平成28年法律第15 ※ 当該申請書は より令和5年9	号) 、所:	第 5 条 得 税 法	の規定 等の-	とによる ・部を改	る改! 女正*	正後する	の消	費 税	法第	57条	Ø 2	第 2	項の	規定	によ	り申	請し	ます	- o
令和5年3月31日(した場合は、原則とし		和 5 年	10月1	日に登	経録さ	られま	(す。												
事 業 者 区	分	※ 次身	连 「登錡	最要件の	☑確認」	課を欄を	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	美者 とてく	ださい	い。ま	こた、分	□ □ 免税事	免利業者	説事業 に該当	者 する:	場合に	-		-
令和5年3月31日(特定 判定により課税事業者と対 合は令和5年6月30日)。 この申請書を提出すること なかったことにつき困難がある場合は、その困難が	なる場 まででき な事情		9 ♥️ ● ● ●	で、一人関(い)	記 戦		<i>1</i> 2	/ (<u> </u>		∤よ 訂∁ 耶	以 安 识:	寺 どこ	- 作 記	<u> </u>	V 10) 。			
税 理 士 署	名	T1/ T07	上法人 士	長谷	川会	計 計						(電話	番号	082	_	272	_	586	8)
※ 整理 税 番号		部門 番号		申請	年月	月日			年	月	日		信	年	月		印 確 認		
署 処 理	年	月		番号確認	1				□ 済 □ 未		確認書類			-ド/通	知カー 	ド・運	医免許) 	iii.	
 公表 1 2 なま 2 2 なま 3 月 31 日 2 3 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日	称団ほ用 格号、月 特て 期なまがなな	を で 求 第 得 日 期 和 ※ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *) 号ま 行規の等こ 判10 申 と	で (本年) とくらも (本年) と	、月請 しる女の 見終 る 区 認載	店がに の正すで 葉れ 点 課 欄で	は表載 冬の去 ~ い 弟 記だ 主さし 録 消律 とす。 い 事 載さい 事 載さい	これと ご費(、	47° と け法成	の表 1 1 1 1 1 1 1 1 1	在れでの律 日 者 … 改要 日 日 経 … 一 日 経 … 一 一 日 経 … 一 一 日 経 … 一 一 日 経 … 一 一 一 日 経 … 一 一 日 経 … 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	て 所第15 6 分	が 税項)	な 等規則) □ 事 該だ 3 0 0 2 2 目 0 8 2 目	易 一に44 で レ 者 る。 - 「	ぶ を り 第 こ 一	ま 正請項 申 て は 11 日 中 で で 1 一 で 1 一 で 1 一 で 1 一 で 1 1 1 1 1 1	。 るま規 書 だ 次 業 586	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

												氏名	5 又 1	は名を	尔	 呼坂	敦.	—— 史					
		該当	する	事業	者の)区分	分に	応じ	、	にレ	印を作	L 寸し訴	己載し	てくて	ださ	い。							
		(平	成2	8年》	去律	第	15号	-) 肾	寸則貧	第44	条第。	4項の	り規算	を受け 定の適 適用を	用	を受	ける	こう	とする	る事業	業者	する	法律
事		個	,	(番		号																_
業		事 業		年 月) ス							年	1		В		法人のみ	事	業	年 度	自至		1	E E
者		内容	年	月日	(}	去人)				_	,	7	н		記載	資	本	金				円
の		等	事	業	F	勺	容																
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の までの間のいずれかの日 規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け																						
認	ようとする事業者													和	年	Ē	月		日				
登録要件			<u>:</u> の申	請書	を携									っても、ハ」を					V	はい		\\\`	・え
作 の) 										せられ .てくた			tあり i	ませ	ん。			V	はい		いい	゚゙゚゚
確認		そのいま		を終	わり) 、 [,]	又は	執行る	を受け	けるこ	ことが	なくな	こった	日から	> 2 ⁴	下を系	圣過 1	して		はい		いい	・え
参																							
考																							
事																							
項																							